

＊北海道公報		発行 北 海 道 (総務部法制文書課) 電話 011-231-4111 (内線 22-264) FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント(株)
目次		ページ
訓 令		
○北海道官報報告規程の一部を改正する訓令……………		(法制文書課) 17
告 示		
○農地保有合理化事業の実施に関する規程承認……………		(農地調整課) 17
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………		(土地改良指導課) 18
訓 令		
北海道訓令第1号		
本 庁 出 先 機 関		
北海道官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成17年1月11日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道官報報告規程の一部を改正する訓令		
北海道官報報告規程（昭和53年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。		
第1条中「官報、法令全書、職員録等の発行に関する命令（昭和24年総理府令・大蔵省令第1号。以下「命令」という。）に基づく」を削る。		
第2条及び第3条を削る。		
第4条の表中「行政事務条例」を「条例」に、「行政事務に」を「義務を課し、又は権利を制限することに」に、「地方労働委員会委員」を「労働委員会委員」に改め、同条を第2条とする。		
第5条中「官報報告主任に3部（行政事務条例に係るものにあつては、4部）」を「法制文書課長に」に改め、同条を第3条とする。		
第6条第1項中「官報報告主任」を「法制文書課長」に改め、同条第2項を削り、同条を第4条とし、第7条を第5条とする。		
別記第1号様式を次のように改める。		
別記第1号様式（第2条関係） （条例）		
別記第2号様式から別記第4号様式までの規定中「（第4条関係）」を「（第2条関係）」に改める。		
別記第5号様式中「（第4条関係）」を「（第2条関係）」に、「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。		
別記第6号様式中「（第4条関係）」を「（第2条関係）」に改める。		
別記第7号様式中「（第6条関係）」を「（第4条関係）」に改める。		
附 則		
この訓令は、平成17年1月11日から施行する。		
告 示		
北海道告示第26号		
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1項の規定により、とまこまい広域農業協同組合から申請のあった農地保有合理化事業の実施に関する規程を次のとおり承認した。		
平成17年1月11日		

「粘り抜く熱意と対話」四島(しま)返瀬」2月7日は北方領土の日です。

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 農地保有合理化法人の名称 とまこまい広域農業協同組合
- 2 農地保有合理化事業の種類 農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に掲げる事業）のうち、農用地等を借り入れて、当該農用地等を貸し付ける事業
- 3 承認年月日 平成16年12月27日

北海道告示第27号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、空知土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成17年1月11日

北海道知事 高 橋 はるみ				
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成16.12.19	理 事	加藤 孝	深川市音江町字稲田1103番地
同	同	同	嶋田 省一	滝川市江部乙町1249番地1
同	同	同	石川 良樹	滝川市江部乙町505番地
同	同	同	平沢 信二	滝川市江部乙町886番地2
同	同	同	山本 勝治	滝川市東滝川46番地5
同	同	同	土田 光義	滝川市北滝の川2113番地4
同	同	同	小西 廣和	滝川市滝の川町西6丁目2番15号
同	同	監 事	渡邊 孝壽	深川市音江町字広里316番地の3
同	同	同	横山 守	滝川市江部乙町2427番地
同	同	同	吉田 敏昭	滝川市滝の川町西5丁目955番地1
退 任	同 16.12.18	理 事	加藤 孝	深川市音江町字稲田1103番地
同	同	同	佐々木幸治	滝川市江部乙町西10丁目13番54号
同	同	同	嶋田 省一	滝川市江部乙町1249番地1
同	同	同	石川 良樹	滝川市江部乙町505番地
同	同	同	宮谷 忠雄	滝川市東滝川98番地
同	同	同	佐藤 嘉恭	滝川市北滝の川1755番地2
同	同	同	吉田 敏昭	滝川市滝の川町西5丁目955番地1
同	同	監 事	渡邊 孝壽	深川市音江町字広里316番地の3
同	同	同	横山 守	滝川市江部乙町2427番地
同	同	同	井内 清晤	滝川市北滝の川621番地

正 誤

○平成16年12月28日（第1634号）

北海道地方労働委員会訓令第4号（北海道地方労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄 行
49	左 2
誤	「12都道府県地労委事務局長連絡会議」
正	「12都道府県地労委 <u>使用者委員会</u> 議」
誤	「12都道府県労委事務局長連絡会議」
正	「12都道府県労委 <u>使用者委員会</u> 議」